

意見提出者	N T T 東日本関東病院
1. 項目	各自治体により異なる医療費助成制度に関する手続きの統一化について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児定期予防接種、各種がん検診等における医療費助成制度は、各自治体により手続きや提出書類が異なることから、複数の自治体から患者を受け入れる医療機関において、ICT化に伴うコストが高額となるため、ICT利活用の阻害要因となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>各自治体により異なる医療費助成制度に関する手続き等の例</p> <p>○港区妊婦健康診査等費用助成要綱 第5条(助成の申請) 健診費の助成を受けようとする者は、港区妊婦健康診査等費用助成金支給申請書に次の各号に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 区が交付した妊婦健康診査受診票(1回目水色)、妊婦健康診査受診票(2回目以降黄色)及び超音波検査受診票のうち、未使用のもの</p> <p>(2) 受診した医療機関等が発行した、保険適用外の自己負担額が記載された領収書で、健診費の額、受診日、医療機関名等が記載されたもの又はその写し</p> <p>(3) 前号に掲げる領収書の日付と同日の診療月日が記載された母子健康手帳の「妊娠中の経過」欄の写し</p> <p>○川崎市妊婦健康診査費用助成事業実施要綱 第5条(助成の申請) 川崎市妊婦健康診査費用助成申請書に、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) 対象となる健康診査についての健康診査実施機関発行の領収書又は川崎市妊婦健康診査受診証明書</p> <p>(2) 未使用の補助券(複写3枚一式)</p> <p>(3) 当該健康診査を受診したことを証明する書類(母子健康手帳の写し等)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各自治体により異なる医療費助成制度に関する手続きの統一化に向けた検討を実施して頂きたい。